

愛媛大学医学部附属病院緩和ケアセンター規程

平成 19 年 10 月 11 日
制 定

(趣旨)

第 1 条 この規程は、愛媛大学医学部附属病院規則第 10 条第 5 項及び第 18 条の規定に基づき、緩和ケアセンター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第 2 条 センターは、愛媛大学医学部附属病院(以下「病院」という。)における悪性腫瘍又は後天性免疫不全症等の患者の疼痛・倦怠感・呼吸困難等の身体的症状又は不安・抑うつ等の精神症状の緩和及びケアを行うこと及び院内における緩和ケアの教育・研究を推進することを目的とする。

(業務)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1)緩和計画の策定に関すること。
- (2)緩和ケアに関わる治療及びコンサルテーションに関すること。
- (3)緩和ケアに関わる教育・啓蒙・研修会に関すること。
- (4)緩和ケアに関わる情報収集及び提供に関すること。
- (5)その他緩和ケアに関すること。

(組織)

第 4 条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1)センター長
 - (2)緩和ケアチームの構成員
- 2 センター長は、医学系研究科臨床系分野又は病院の教授、准教授又は講師をもって充てる。
- 3 センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠により委嘱された職員の任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第 5 条 センター長は、センターの業務を統括する。

- 2 センターの職員は、センター長の命を受け、センターの業務に従事する。

(緩和ケアチーム)

第 6 条 センターに、緩和ケアチームを置き、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1)身体症状の緩和を担当する医師
 - (2)精神症状の緩和を担当する医師
 - (3)緩和ケアの経験を有する看護師
 - (4)薬剤師
 - (5)メディカルソーシャルワーカー
 - (6)リハビリテーション部職員
 - (7)管理栄養士
 - (8)その他病院長が必要と認めた者
- 2 前項の緩和ケアチームの構成員は、病院長が委嘱するものとする。

(診療科等の協力)

第7条 各診療科等は、センターの運営が円滑に行われるよう協力するものとする。

(運営委員会)

第8条 センターの運営に関する事項を審議するため、センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する細則は、別に定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1. この規程は、平成19年11月1日から施行する。
2. 緩和ケアチームに関する申合わせ(平成15年2月14日制定)は廃止する。